



各 位

平成 29 年 2 月 17 日

会 社 名 株 式 会 社 千 趣 会  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 星 野 裕 幸  
(コード番号 8165 東証 第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 経 営 企 画 担 当  
内 藤 剛 志  
(T E L 06-6881-3220)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 30 日開催予定の第 72 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

以下の理由により、当社定款のうち、次に記載する項目を変更するものであります。

(1) 現在当社が導入している「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）は、本株主総会終結の時をもってその有効期間が満了いたします。当社では、当社を取り巻く経営環境の変化や買収防衛策に関する環境の変化などを踏まえ、現時点においては本プランを継続する意義が相対的に低下してきていると判断し、本日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって本プランを更新せず廃止することを決議いたしました。

本プランでは、当社取締役会が買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様に基づいて行うべきであると考え、①本プランの導入を株主総会で決議することができる規定、②株主総会決議により新株予約権無償割当てを行うこととするか、または、株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てを行うことを取締役会に委任していただくことを可能とするため、根拠規定として現行定款第 19 条及び第 20 条を設けております。

本日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって本プランを更新せず廃止することを決議いたしましたので、現行定款第 19 条及び第 20 条を削除するものです。

また、条文の削除に伴い、現行定款第 21 条以下を繰り上げるものです。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されたことにもない、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条及び第 36 条に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 29 条（社外取締役の責任限定）の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会決議事項)</p> <p><u>第19条</u> 当社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、<u>当社株式の大量買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2. <u>前項における当社株式の大量買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより、当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>(新株予約権無償割当の決定機関)</p> <p><u>第20条</u> 当社は、前条に規定する当社株式の大量買付行為に関する対応策に基づき、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議の委任による取締役会の決議に基づいて、<u>新株予約権無償割当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第21条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第28条</u> (社外取締役の責任限定)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第19条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第26条</u> (取締役の責任限定)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規</p>

<p><u>第30条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第35条</u> (社外監査役の責任限定)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p> <p><u>第37条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第40条</u></p>	<p>定する金額とする。</p> <p><u>第28条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第33条</u> (監査役の責任限定)</p> <p><u>第34条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</p> <p><u>第35条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第38条</u></p>
---	--

以上